

令和4年9月30日

青森市政記者会 様

青森市公営企業管理者
企業局長 鈴木 裕司

懲戒処分について

青森市企業局交通部は、地方公務員法第29条第1項及び青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、下記のとおり職員を処分したので、お知らせいたします。

記

1 事案の概要

令和4年8月8日（月）、本町4丁目バス待機所付近の路上で、東部営業所乗務員が口論となった同僚乗務員に対し暴行をはたらき、約30日間の加療を要する程度の怪我を負わせ、傷害容疑で逮捕されたもの

2 被処分者

交通部 東部営業所 乗務員（会計年度任用職員） 男性 50歳代

3 処分量定

停職4月

4 処分日

令和4年9月30日

5 公営企業管理者企業局長コメント

別添のとおり

【問合せ先】

青森市企業局交通部管理課

担当：課長 堀川

電話：017-726-5441

青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司 コメント

この度の懲戒処分の事由となった、職員による傷害事件の発生により、市民の皆様を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、改めて心からお詫び申し上げます。

このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、公務員としての自覚と責任について改めて全乗務員への指導を徹底するとともに、乗務員研修の実施等を重ね、市民の皆様からの信頼回復に向け、交通部職員一丸となり全力で取り組んで参ります。